

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成27年度実施政策)

(総務省27-13)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施					担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 他6課室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 越後 和徳	
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。また、電波利用料の予算額については、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施している。							分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することに資するため、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期	平成29年8月			
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度		年度ごとの実績(値)			
							26年度	27年度	28年度	
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	①	重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100%	25年度	100%	28年度	100%	100%	100%	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害を防止することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 100% 平成23年度実績 100%
	②	総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く。) <アウトプット指標>	99%	25年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保	28年度	無線局数の増加に影響されことなく99%以上確保			
	3	無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70%	25年度	73%以上 (26年度～28年度の平均)	28年度	73%以上(3カ年平均)			無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 平成24年度実績 65% 平成23年度実績 57%
	4	電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0)	25年度	7.5以上 (最大10.0)	28年度	7.5以上	7.5以上	7.5以上	
	5	標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	$1.0 \times 10^{-13}$ (10兆分の1)以内	25年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	28年度	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	$1.0 \times 10^{-12}$ (1兆分の1)以内	良好な電波利用環境の整備・維持を図ることを目的として、平成11年郵政省告示第382号に規定されている標準周波数の精度を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 10兆分の1以内 平成23年度実績 10兆分の1以内 ※標準周波数とは無線局が発射する電波の基準となる正確な周波数である。

	6	電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 ＜アウトプット指標＞	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回開催	25年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催	28年度	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会の開催回数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1回以上かつ全国で21回 平成23年度実績 1回以上かつ全国で22回
	7	電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 ＜アウトプット指標＞	3,312件	25年度	周知啓発活動の実施件数を3,000件以上	28年度	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	電波の公平かつ能率的な利用の確保を図る必要があることから、周知啓発活動の実施件数を指標とし、設定。 【参考】 平成24年度実績 3,137件 平成23年度実績 2,810件
	8	安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 ＜アウトプット指標＞	5回 500名	25年度	5回以上 500名以上	28年度	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	無線LANの安全な利用及び設置に関する国民のリテラシーを高めることにより、電波の有効利用の促進を図るため、安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数を指標として設定。 【参考】 平成25年度開始事業
電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 ＜アウトプット指標＞	課題設定型： 4.2(最大5.0) 課題提案型： - (最大30.0)	25年度	課題設定型： 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型： 18.0以上 (最大30.0)	28年度	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	課題設定型： 3.5以上 課題提案型： 18.0以上	電波有効利用技術の研究開発等において、研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 課題設定型 平成24年度実績 4.1 平成23年度実績 4.2 課題提案型については、平成26年度以降に評価実施予定
	10	パーソナル無線の廃止局数 (特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) ＜アウトプット指標＞	1,363局	25年度	パーソナル無線の廃止	27年度	1,600局	1,600局		パーソナル無線の終了期限である平成27年11月30日に向けて、特定周波数終了対策業務の活用によるパーソナル無線の廃止を推進するため、廃止局数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 1,211局 平成23年度実績 918局
	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 ＜アウトプット指標＞	72.6%	25年度	100%	28年度	—	—	100%	消防・救急無線のデジタル化による周波数移行の期限が平成28年5月末であることを踏まえ、市町村が整備するアナログ方式の消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化の進捗度を評価の指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 消防・救急無線：40.6% 市町村防災行政無線：37.6%
	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 ＜アウトプット指標＞	43.7%	25年度	50%以上	28年度	—	—	50%以上	平成23年度実績 消防・救急無線：11.6%、 市町村防災行政無線：30.3%
	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) ＜アウトカム指標＞	3.4万人	25年度	1.7万人	28年度	—	—	1.7万人	「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」を開催し、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)を指標として設定(平成26年度から平成28年度までの間に半減し、1.7万人まで解消する。) 【参考】 平成25年度に開催した「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」において、測定指標である、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。)の集計基準を変更したため、単純に過去の実績と比較することができない。
						0.8万人 (平成27年12月28日追記)	—	—	—	

14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 ＜アウトカム指標＞	1.3万世帯	25年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)	26年度	0世帯 (難視解消後の世帯数)			地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。 【参考】 平成24年度実績 8.0万世帯 平成23年度実績 16.1万世帯
	AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 ＜アウトプット指標＞	0%	25年度	100%	30年度	5%以上	30%以上	60%以上	今後5年程度を目途として、AM放送等において生じている難聴（都市型難聴、地理的・地形的難聴、外国波混信による難聴）を解消するためのFM中継局の整備を進めていくこととしており、AM放送局（親局）に係る難聴対策としてのFM中継局の整備率を指標として設定。 【参考】 平成26年度開始事業
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等			平成27年度行政事業 レビュー事業番号
		25年度	26年度	27年度					
(1)	電波の監視等に必要経費 (平成5年度)	5,650百万円 (5,214百万円)	6,520百万円	6,300百万円	1	航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。 【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100% ※措置とは、申告を受け、確認、現地調査、告発及び行政指導を行う一連の対応をいう。			0114
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用 (平成5年度)	8,698百万円 (8,555百万円)	8,942百万円	7,349百万円	2.3	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30~60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、無線局免許人に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。 【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99% ・無線局の免許/再免許等の電子申請率:73%(平成26年度から平成28年度までの3ヶ年度平均)			0115
(3)	電波の安全性に関する調査及び評価技術 (平成9年度)	752百万円 (618百万円)	771百万円	647百万円	4	電波が人体等に与える影響を科学的に解明し、より安心して安全に利用できる電波環境を整備するため、(1)電波の人体への影響に関する研究(生体電磁環境研究)、(2)電波が人体に与える影響を評価する技術の確立、(3)電波の植込み型医療機器等への影響を防止するための調査を実施する。 【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、ガイドライン等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数 【活動指標(アウトプット)】 ・外部専門家による評価において、当初の見込通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:80%(平成27年度)			0116

<p>(4)</p>	<p>電波再配分対策 (平成23年度)</p>	<p>30百万円 (13百万円)</p>	<p>15百万円</p>	<p>23百万円</p>	<p>10</p>	<p>パーソナル無線の制度廃止を含むワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けた迅速な周波数再編を行うに当たり、当該無線の使用期限を定めた場合、免許の有効期限到来前に利用終了を余儀なくされる利用者が発生することとなる。このため特定周波数終了対策業務により、これらの利用者に対して給付金を支給する業務等を行うことにより、円滑な周波数再編を確保する。なお、本事業は、特定周波数終了対策業務を行う機関として総務大臣の登録を受け、本事業を行う機関として総務大臣の指定を受けた株式会社協和エクシオが平成23年度から実施しているもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・パーソナル無線の廃止局数:1,600(平成27年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・給付金支給局数:1,200局(平成27年度) ・給付金制度啓発局数:1,200局(平成27年度)</p>	<p>0117</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (平成25年度)</p>	<p>108百万円 (-)</p>	<p>5,298百万円</p>	<p>3,868百万円</p>	<p>11,12</p>	<p>150MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する消防・救急デジタル無線への置き換え並びに150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線から260MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災行政無線(移動系)への置き換えを、市町村(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)が行う場合、国がその費用の一部を補助するもの。(補助率1/2)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・消防・救急無線のデジタル化を実施した消防本部数:750(平成28年度) ・市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数:870(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・(消防・救急無線のデジタル化)補助事業が完了した件数:13件(平成27年度) ・(市町村防災行政無線のデジタル化)補助事業が完了した件数:15件(平成27年度)</p>	<p>0118</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業) (平成17年度)</p>	<p>1,967百万円 (1,350百万円)</p>	<p>1,156百万円</p>	<p>2,301百万円</p>	<p>13</p>	<p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助するもの。(補助率:エリア化世帯数が100世帯以上 1/2、エリア化世帯数が100世帯未満 2/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・居住地域のうち携帯電話サービスエリア外の人口数(要望なしのエリア外人口を除く):1.7万人(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):72件(平成27年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路):22件(平成27年度)</p>	<p>0119</p>
<p>(7)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援) (平成20年度)</p>	<p>33,570百万円 (32,592百万円)</p>	<p>29,489百万円</p>	<p>30,249百万円</p>	<p>14</p>	<p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、平成26年度以降も必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による難視解消世帯数:0世帯(平成30年度) ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数:0世帯(平成30年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル中継局整備の支援局数:13局(平成27年度)</p>	<p>0120</p>

<p>(8)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル) (平成11年度)</p>	<p>3,645百万円 (2,885百万円)</p>	<p>2,346百万円</p>	<p>3,818百万円</p>	<p>13</p>	<p>高速道路トンネルや鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信用中継施設等(無線設備、光ケーブル等)の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助するもの。 (補助率: 道路トンネル1/2、鉄道トンネル1/3)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路トンネル: 500m以上の高速道路等トンネルにおける整備数(成果実績、達成度は累積): 1,388(平成28年度) ・鉄道トンネル: 平成23年度末時点で未整備の新幹線路線の対策区間長(成果実績、達成度は累積): 881km(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数: 52件(平成27年度)</p>	<p>0121</p>
<p>(9)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上 (平成21年度)</p>	<p>200百万円 (176百万円)</p>	<p>205百万円</p>	<p>158百万円</p>	<p>6.7.8</p>	<p>電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波による健康への影響について国民のリテラシー向上を図ることを目的とし、下記施策を行う。 (1)電波が人体や医療機器等に与える影響について、説明会の開催等により情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 (2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。 (3)スマートフォンの急速な普及等により利用が拡大している無線LANの情報セキュリティを確保するため、無線LANの利用者及び無線LANサービスの提供者に対し、無線LANを利用・提供する上での情報セキュリティ対策についてセミナー等により普及啓発することで、無線LANの利用に関するリテラシーを向上させ、安全・安心な無線LAN利用環境を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 (1)-1 総務省の相談窓口への相談件数: 807件(平成28年度) (1)-2 電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合: 90%(平成28年度) (1)-3 電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合 (2)電波の適正利用について理解したという回答の割合 (3)周知啓発サイトへのアクセス数: 20,000件(平成28年度) (3)-2 公衆無線LANの脅威に係る対策をしている利用者の割合: 35%(平成28年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 (1)-1 電波の安全性に関する説明会の開催回数: 15回(平成27年度) (1)-2 電波の安全性に関する説明会の参加人数: 1,260(平成27年度) (2) 電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の件数: 3,000件(平成27年度) (3)-1 無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の実施回数: 11回(平成27年度) (3)-2 無線LANの安全な利用及び設置に関する説明会等の参加人数: 1,100人(平成27年度)</p>	<p>0122</p>
<p>(10)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発等 (平成8年度)</p>	<p>12,834百万円 (12,215百万円)</p>	<p>10,680百万円</p>	<p>10,395百万円</p>	<p>9</p>	<p>研究開発: 周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。 技術試験事務、国際標準化連絡調整事務: 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等と調整、試験やその結果の分析等を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・(課題設定型の研究開発等)外部専門家による終了評価の平均点: 5点満点中3.5点以上 ・(課題提案型の研究開発)外部専門家による終了評価の平均点: 30点満点中18点以上</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・研究開発等の実施件数: 60件(平成27年度)</p>	<p>0123</p>

(11)	標準電波による無線局への高精度周波数の提供 (平成11年度)	496百万円 (470百万円)	510百万円	430百万円	5	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。</p> <p>具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)において周波数標準を設定し、「おおたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおたかどや山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math>(平成27年度)</li> <li>・はがね山送信所周波数安定度: <math>1.0 \times 10^{-12}</math>(平成27年度)</li> </ul> <p>※周波数安定度とは、国立研究開発法人情報通信研究機構の維持する原子周波数標準器により定められる周波数標準値に対する偏差である。</p>	0124	
(12)	無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業) (平成26年度)	—	3百万円	2,623百万円	15	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。</p> <p>補助対象: 難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体: 民間ラジオ放送事業者、地方自治体等 補助率: ①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AMラジオ放送に係る難聴解消地域数: 47地域(平成30年度)</li> </ul> <p>(全ての親局において難聴が生じていると想定。平成30年度までにその全てを解消。)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数): 27件(平成27年度)</li> </ul>	0125	
(13)	電波法 (昭和25年度)	—	—	—	1~15	<p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を推進する。</p> <p>当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>		
政策の予算額・執行額		71,625百万円 (67,869百万円)	69,839百万円	72,074百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>世界最先端IT国家創造宣言</p>	<p>年月日</p> <p>平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)</p>	<p>関係部分(抜粋)</p> <p>・ITインフラに関しては、2000年以降、我が国が推し進めてきた施策により、モバイル通信や光ファイバーなどにおいてブロードバンド環境が整備されている。今後、世界最高水準のブロードバンド環境を確保し、正確な位置情報、時刻情報等を伴う膨大なデータを利活用でき、かつIPv6やIoTにも対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要がある。(P34)</p>
						<p>日本再興戦略</p>	<p>平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)</p>	<p>・圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラの整備(中短期工程表P49)</p>

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。